

# 魚沼市立湯之谷中学校いじめ防止基本方針（令和 7 年度改訂）

## はじめに

この魚沼市立湯之谷中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめ防止等のための基本的な方向

### (1) いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 2 条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの様態があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

### (2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、新潟県条例第 2 条 2 項で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

### 【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

### (3) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

### (4) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 「生活アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しを定期的に行う。(PDCA サイクルによる)
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

### (5) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

#### ① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために生徒指導部会による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

#### ② 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー・  
スクールソーシャルワーカー・各学年主任

#### ③ 役割内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- オ 未然防止のために、いじめをしない、許さない環境を作る役割

(6) 地域・保護者との連携

①保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

ア 学校便り，学年便り等による定期的な意識啓発

イ 地域連携あいさつ運動の実施「わくわくネット輪ークあいさつ運動」

ウ 年1回の地域PTAの実施

②情報発信及び基本方針の周知

学校のHPを活用した学校基本方針の周知

③地域の活動によるいじめの未然防止

ア 湯之谷中学校区いじめ・不登校対策協議会「ゆのたにっ子支援クラブ」による情報交換および湯之谷地区の子どもの健全育成のための活動

イ 「ゆのたにっ子支援クラブ」主催の幼保小中連携のあいさつ運動「わくわくネット輪ークあいさつ運動」（年2回）の実施

(7) 関係機関等との連携

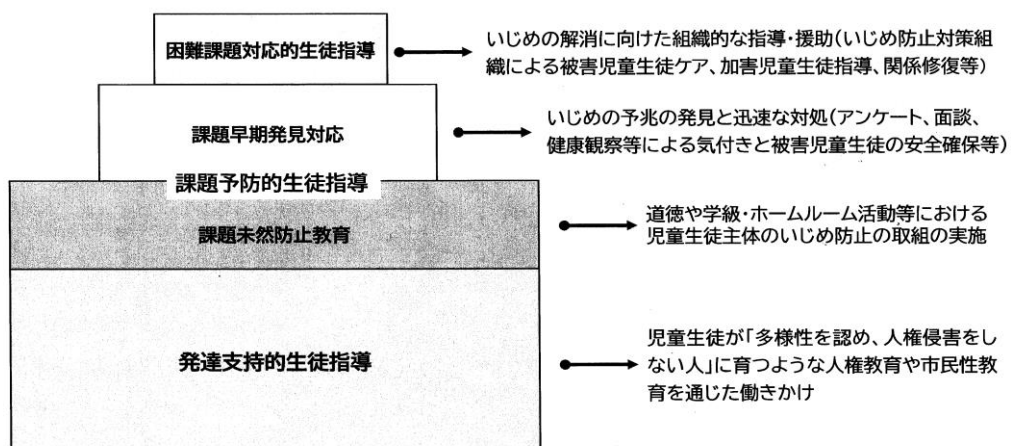
①警察，児童相談所，市教委，民生児童委員，ネットパトロール等との連携

②中学校区幼保小中の連携の強化

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめ対応の重層的支援構造（生徒指導提要（令和4年12月）より）



○ いじめの未然防止教育（課題未然防止教育）

- ・ いじめが発生する心理を理解するための「いじめに関する授業・講演会」
- ・ いじめの4層構造を理解し、「仲裁者」「相談者」になるための道徳や学級活動
- ・ 「SOS の出し方に関する授業」等

○ いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- ・ 子どもへの声掛け，賞賛，対話，授業や行事を通じた個と集団への働きかけ
- ・ いじめの背景にあるストレスの緩和
- ・ 分かりやすい授業，子どもが考え，話し合い，発表する機会の増加
- ・ 学力以外の，生徒が興味を抱き，好きになり，夢中になれることの提供
- ・ 異年齢交流の取組，他者と関わる機会の工夫等

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 1 週間の振り返りの時間（毎週木曜日の終学活「湯友タイム」）の設定
- ② 定期的なアンケート（教育相談アンケート，生活アンケート）等の実施
- ③ 教育相談の充実（いじめ防止等のための年間計画）
- ④ 日常の子どもの観察

(3) いじめへの即時対応の取組

- ① 管理職・市教委への報告
- ② 組織を活用した状況調査
- ③ いじめられている子どもの保護
- ④ いじめをしている子どもへの指導
- ⑤ いじられている子どもの保護者への対応
- ⑥ いじめをしている子どもの保護者への対応
- ⑦ その他の児童生徒に対する対応

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア 生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合                      等を想定
- イ いじめにより，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い  
（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む）

＊生徒・保護者からの申し立てがあった時は，重大事態が発生したものとして，報告・調査等にあたる。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改定（令和 6 年 8 月 30 日）」

(2) 重大事態発生時の対応

直ちに市教委への報告を行い，その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

☆学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で，事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教委に報告する。
- オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

☆学校の設置者が調査主体となった場合の対応

- ・ 設置者の調査組織に必要な資料提出など，調査に協力する。